

【涼風・税務読本】

ズームアップ 平成27年度税制改正

まえがき

政府が経営者団体に対して、賃上げの要請をし、経営者団体がそれを受け容れる、などという今春闘での世相をみていると、昔なら、労働者団体が権力を奪取でもしない限りありえない、と考えられていたことで、隔世の感があります。これも、金融緩和につづくアベノミクスの異次元性の現れのように見えなくもありません。

もちろん、経営者団体が自らの不利益を権力的に呑まされた、ということでないのは当然なことであり、企業別に分断された日本の労働市場では、ブラック企業を除けば、「労使」間の基本的な利害は一致しているからです。

むしろ、問題として明らかになりつつあるのは、「労使」問題ではなく、「大企業正社員」と「非正社員・派遣社員・中小企業従業員」との「労労」対立、「労労」格差です。米国に「黒人問題」はなく、あるのは「白人問題だ」、という有名な言葉がありますが、この言葉に従えば、日本にあるのは「非正社員問題」「中小零細企業問題」ではなく、「大企業問題」であり、「大企業正社員問題」なのだということになります。

専業主婦を有する男性社員と共働き社員との間の労労対立の一つの解決策たる配偶者控除問題が論点とされながらまたもや見送られたこと、が問

題の本質をよく表わしています。

そういうジレンマを抱えながらも、企業業績改善、民間投資喚起、賃金雇用拡大、消費拡大という経済好循環がマクロ指標的には確認できるようになっています。アベノミクスの功績です。その経済循環をさらに促進させようとの税制改正として、高齢者資産の世代間移転促進、強い企業優遇で新陳代謝促進などが強気な政策が目立って取り上げられています。

また、今年は、国境が生み出す税の難問に新たな解答を示すとともに、将来の財産課税新税制を推測させるような準備を進めています。

今年の税制改正項目

平成27年度の税制改正は、〔個人課税分野〕〔企業関連税制分野〕〔国境を越える税制分野〕〔税制周辺制度整備の施策分野〕の各分野で行われました。

それぞれの改正分野での単純な期限延長以外の主要な改正項目は、次の通りです。そのうち、◎を付けたものをズームアップし、後掲しました。

- 〔個人課税分野〕
- ◎教育資金の一括贈与の非課税措置の拡充と延長
- ◎結婚子育て資金の一括贈与の非課税措置の創設
- ◎NISAの拡充とジュニアNISAの創設

- ふるさと納税の拡充
- 消費税率10%への引上げ時期延期関連改正
- 非上場株式に係る納税猶予の一部見直し
- 空き家除去促進策としての住宅特例の除外
〔企業関連税制分野〕
- 法人税率の先行引下げと財源補填策
- 外形標準課税の拡大と赤字企業冷遇策
- 法人住民税の均等割の改正
- 成長志向経済活性化促進税制
〔国境を越える税制分野〕
- 出国税（国外転出時の譲渡所得の特例）の創設
- 海外ネット配信に対する消費税制度の見直し
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便化
- 国外居住扶養親族控除等の書類の添付等義務化
- 外国子会社合算課税・配当益金不算入の見直し
〔税制周辺制度整備の施策分野〕
- マイナンバー利用範囲の拡大等促進策
- 財産債務明細書から財産債務調書へ
- 申告期限徒過救済措置制度の改善

ちなみに、前年以前の税制改正で、平成27年以後に施行される主なものに、次のものがあります。

- 相続税の基礎控除・税率構造等の見直し
- 贈与税税率構造と相続時精算課税対象者見直し
- 相続税の小規模宅地等適用面積拡充
- 所得税の最高税率の引上げ
- 相続税の取得費加算の特例の縮減
- 簡易課税の「みなし仕入率」の見直し
- 国外財産調書不提出・虚偽記載への罰則適用

結婚子育て資金の一括贈与の非課税措置の創設をズームアップしてみます

信託協会によれば平成26年12月現在の教育資金贈与信託の契約数は101,866件、信託財産設定額合計は6,973億円だそうです。

経済財政租税政策の資金鉅脈とされた「高齢者資金の若年世代への移転」という政策意図が見事に的中し、官民両側が呼応しあうものとなりました。

た。この「成功例」を承けて「結婚・子育て」版が設けられました。

もともと、扶養義務者からの、結婚式費用や学費等教育費を含む「生活費」は、通常必要な額で、必要な都度、のものであれば、贈与税の非課税とされています。ただし、将来予想される大きな出費のために渡しておくというでは、「通常額」、「その都度」、という要件にあたらなため、贈与税の課税対象となってしまいます。それで、「一括贈与」でも非課税とするために立法措置をしたわけです。

具体的な内容は、①親・祖父母（贈与者）は金融機関に子・孫（受贈者20歳以上50歳未満）名義の口座を開設し、②当該口座に結婚・子育て資金を一括して拠出し、③子・孫ごとに1,000万円を非課税とする、④贈与者死亡時の残高を相続財産に加算するが2割加算はない、⑤受贈者が50歳に達する日に口座は終了し残高があれば贈与税を課税、⑥適用期限は、平成27年4月1日～平成31年3月31日まで、とするものです。

なお、結婚・子育て資金の払出し可能な使途ですが、結婚費用（限度額300万円）、不妊治療、子の保育費、出産費用等が挙げられています。

NISAの拡充とジュニアNISAの創設をズームアップしてみます

既存NISAの盛況を承けて非課税限度額が、120万円（現行100万円）に引き上げられます。この改正は、平成28年分以後の非課税管理勘定について適用されます。

この既存NISAに並んで、若年層への投資のすそ野の拡大を図るため、「未成年者口座内の非課税措置」（ジュニアNISA）が創設されることになりました。

ジュニアNISA特例は、その年1月1日において20歳未満である者及びその年に出生した者が、平成28年から平成35年までの間に、証券会社等の営業所長に対し、マイナンバー等を記載した未成年

年者口座開設届出書を未成年者非課税適用確認書を添付して提出することにより、開設される未成年者口座（1人1口座に限定）における非課税管理勘定、継続管理勘定で受け入れる上場株式等について適用されます。

非課税管理勘定は、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座内の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れ、非課税期間として5年間維持されます。

継続管理勘定は、同一の未成年者口座内の非課税管理勘定の期限満期後に、上場株式等を毎年80万円を上限に受け入れる勘定で、平成36年から平成40年までの各年で本人の未成年者期間に設けることができます。

1勘定80万円で投資総額400万円という限度額があり、18歳になるまで解約払い出し不可、という制限があるとともに、20歳に到達した後の翌年1月1日には成年NISA口座に自動転換という取り扱いになっています。

ふるさと納税の拡充を ズームアップしてみます

地方創生の目玉として、「ふるさと納税枠」が、2倍に拡充され、そして使い勝手の改善として、ふるさと納税ワンストップ制度が創設されました。

ふるさと納税をすると、

- ①所得税寄附金控除
（寄附金－2000）が所得控除され、（控除額×所得税率×1.021）が税額として軽減されます。
- ②住民税基本控除
（寄附金－2000）×10%が税額控除されます。
- ③住民税特例控除
（寄附金－2000）×90%－①が税額控除されます。
寄附金のうち2000円を超える部分は、この①＋②＋③により、全額が控除となる場合があります。
「ふるさと納税枠2倍拡充」は、上記③の控除限度額に対するもので、住民税所得割額の10%だったものを20%にするというものです。なお、対

象となる寄附金額につき、①については総所得金額等の40%、②については総所得金額等の30%までという制限があります。

また、ふるさと納税をしたとき、寄附先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出すると、寄附金控除の適用を受けるための確定申告書の提出をしなくても済むようになりました。これが、ふるさと納税ワンストップ制度です。この場合、上記の①の適用はなく、①の額を含む②と③の適用のみとして処理されます。ただし、寄附先が5団体を超える人と、確定申告をする人については、例えワンストップ制度の手続をしたとしてもその手続は無効です。

「ふるさと納税枠2倍拡充」は、平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となります。「ふるさと納税ワンストップサービス」は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。

消費税率10%への引上げ時期延期関連 改正をズームアップしてみます

いわゆる景気判断条項が削除され、消費税率の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日となりました。

それに伴ない、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日が平成27年4月1日から平成28年10月1日に変更されました。

また、新税率適用による消費税負担増を緩和するための住宅ローン控除等の以下の①～⑥の優遇措置について、その適用期限が平成29年12月31日から1年6か月後の、平成31年6月30日に変更されました。

- ①住宅ローン控除
- ②増改築等に係る住宅ローン控除
- ③既存住宅の耐震改修税額控除
- ④既存住宅の特定改修工事税額控除
- ⑤認定住宅の新築等をした場合の税額控除
- ⑥東日本大震災被災者の住宅ローン控除

なお、個人住民税における住宅ローン控除につ

いても、適用期限が平成31年6月30日まで1年6か月延長されました。

また、平成27年改正では「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」措置が平成31年6月までに延長されるとともに、良質な住宅とそれ以外に区分し、消費税10%適用の場合、住宅取得に係る契約の締結期間が平成28年10月～平成29年9月までは、良質な住宅取得には非課税枠は最大3,000万円、それ以外の住宅取得には最大2,500万円とする等の改正が行われています。

それから、「住宅取得資金非課税限度額」（消費税8%契約・中古住宅の個人間売買）と「特別住宅取得資金非課税限度額」（消費税10%契約）の2つの非課税枠が別枠になったことにより、本年初から平成28年9月末までの間に契約購入した家屋を、後に10%契約でリフォームした場合や買い換えた場合にはこの非課税枠を「ダブル」で適用することができることにもなっています。

なお、東日本大震災の被災者に関しても一部非課税限度額が異なるものの同様な改正がなされています。

法人税率の先行引下げと財源補填策をズームアップしてみます

法人税の本則税率が25.5%から23.9%に引下げられ、平成27年4月1日開始事業年度から適用となります。なお、中小法人等の15%の軽減税率措置は、引き続き2年間延長されます。

本年度の税制改正の中心論議の1つは、法人税率の引下げで、その財源不足は同じ法人課税の枠内で調達する、というものでした。しかし、大法人向けの税率引下げでの中小法人への課税のしわ寄せには抵抗があり、財源補填策が不十分なまま、結果として、先行減税となりました。

以下、その財源補填のための主な改正項目です。

●欠損金の繰越控除制度の縮減
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度

の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、平成27年4月1日開始事業年度からは所得の65%（現行80%）に、平成29年4月1日開始事業年度からは50%に、段階的に引き下げられます。

ただし、中小法人等や再建中の法人、新設法人などは適用除外です。

なお、適用制限で切捨てとなる繰越額が増えることへの配慮として、繰越適用期間が現行の9年から10年に延長され、これに伴い帳簿書類保存期間も10年に延長されます。この延長改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から適用です。

●受取配当金の益金不算入の見直し

持株比率に応じて益金不算入割合が次のようになりました。

持株比率	益金不算入割合
①5%以下	20%
②5%超～1/3以下	50%
③1/3超～100%未満	100%
④100%	100%

なお、負債利子控除の制度は持株比率③1/3超100%未満でのみ存置され、それ以外では廃止となりました。負債利子控除簡便法の基準年度は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に改められています。

外形標準課税の拡大と赤字企業冷遇策をズームアップしてみます

	現行	平成27年度	平成28年度
①付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
②資本割	0.2%	0.3%	0.4%
③所得割最高税率	4.3%	3.1%	1.9%
④地方法人特別税	67.4%	93.5%	152.6%
③+④	7.2%	6.0%	4.8%

付加価値割と資本割は2倍に拡充、そして、所得割に係わる(③+④)は2/3に引下げられました。

昨年改正で、法人住民税法人税割の税率を引下げて新設の地方法人税（国税、税率4.4%）に充て、逆に、地方法人特別税（国税）の規模を縮小し、法人事業税所得割へ3分の1相当を復元することにしたばかりですが、今年はその各税区分の構成割合を変更し、黒字法人に有利、赤字法人に厳しいものになっています。

中小法人の所得割、400万円以下（3.4%）、400～800万円（5.1%）800万円超（6.7%）、地方法人特別税（43.2%）については、改正はありませんでした。

上記の改正は、それぞれの間を開始する事業年度における適用となっています。

なお、賃金を上げた企業や中堅企業に対しては付加価値割の課税標準につき緩和的な特例措置が新設されています。

法人住民税の均等割の改正をズームアップしてみます

従来法人住民税の均等割の税率区分は、法人税法に規定する「資本金等の額」をそのまま判定の基準として用いていましたが、次の金額のうち、いずれか大きな金額により均等割を判断することになりました。

①資本金等の額±無償増減資等の増減資額

②法定資本金+資本準備金（会社法）

法人税法では、「資本」と「利益」を厳格に峻別する実質主義を採っていますが、会計上での公表的「資本」も社会に対する税負担の基準にしてもよいはず、との考えからの改正です。

外形標準課税（事業税）の「資本割」では、今回の改正のような調整を既にしていました。

「無償増減資等の加減算」は過去の無償増資・無償減資も対象となるため、過去の増減資をチェックすることが必要です。また、無償減資の「減算」を行う場合には、申告時に「株主総会議事録」や「債権者に対する異議申立の公示（官報の抜粋）」などの添付が必要となる模様です。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。

成長志向経済活性化促進税制をズームアップしてみます

○所得拡大促進税制の制度拡充で賃上げ促進

雇用者給与の支給額増加額の10%相当額の税額控除を受けられる制度です。適用年度の法人税額の10%相当額（中小企業の場合は20%）という限度要件があります。平成25年創設の制度です。

この制度の、給与等支給額の増加要件を緩和し、中小法人等については、平成28年4月1日以降開始事業年度から3%以上（現行5%以上）とし、それ以外の法人については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について4%以上（現行5%以上）と緩和しています。

○試験研究費の税額控除制度の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除限度額は、当期の法人税額の25%（現行30%）に引下げられ、限度超過額の翌年への繰越控除も廃止です。

なお、オープンな技術革新を促進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度額を別枠で5%手当し、特別試験研究費の範囲を拡充するとともに税額控除率も引上げています。

○地方拠点強化税制の創設

企業が、本社機能を東京圏から地方に移転したり、地方においてその本社機能を拡充する取組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税を創設するとともに、雇用の増加に対する税額控除制度（雇用促進税制）の特例が創設されました。

出国税（国外転出時の譲渡所得の特例）の創設をズームアップしてみます

租税条約では、一般的に、株式等のキャピタル

ゲインについては株式等を売却した者が居住している国に課税権があるとされています。これを利用し、巨額を含み益を有する株式を保有したまま、キャピタルゲイン非課税国（例：ニュージーランド、シンガポール、香港）に出国し、その後売却すると日本において課税される機会が失われ、出国先でも課税なしで、二重非課税が実現できます。このようなことに対応するため、一定の高額資産家を対象に、出国時に未実現のキャピタルゲイン（含み益）に対して特例的に課税する制度が創設されました。

出国をする居住者が、有価証券等を有する場合には、その出国の時に、その有価証券等の譲渡等をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算します。非居住者に、有価証券等を贈与・相続・遺贈させる場合にも、その移転時に譲渡所得等のみなし時価課税を行います。

本特例は、次の①及び②に掲げる要件を満たす居住者（就労・留就学・文化活動等在留資格で居住していた期間を除く）について、適用されます。

- ①所有有価証券等の金額の合計額が1億円以上
- ②出国前10年以内の国内居住期間が5年超

なお、出国後10年を経過する日までに帰国した場合において、出国時において有していた有価証券等を、以後引き続き有していたものについては、更正の請求により、本特例に係る課税を取り消すことができます。

また、出国をする居住者で、その者の所得税に係る確定申告書の提出期限までに、納税管理人の届出をし、担保の提供をすることにより、本特例に係る所得税額について、出国から10年間、納税猶予の適用を受けることができます。

出国期間中に当該有価証券を譲渡したことにより外国での課税がなされた場合には、更正の請求により、外国税額控除の適用が受けられます。

この特例は、平成27年7月1日以後に出国する場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈について適用されます。

海外ネット配信に対する消費税制度の見直しをズームアップしてみます

①国外事業者申告納税方式の創設

国外からの輸入物品（外国貨物）には消費税は課されていますが、インターネット等を介しての国外からの役務の提供には消費税が課されていませんでした。その結果、同じ役務を提供する国内事業者との間の公平・中立な競争環境が著しく損なわれていました。

そこで、インターネット等を介しての、電子書籍・音楽・広告の配信やクラウドサービス等の国境を越えた役務の提供については、消費税の内外判定基準を、役務の提供をする事務所等の所在地から、提供を受ける者の住所地等に見直すことにしました。

その結果、所得税法上の非居住者である個人事業者及び法人税法上の外国法人が国外事業者として、新たに、消費税の納税義務者となりました。

②リバースチャージ方式の導入

国外事業者が行うインターネット等を介しての役務の提供のうち、契約条件等により、役務の提供を受ける者が事業者のみであることが明らかなるものを「事業者向け提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換（リバースチャージ方式）することとしました。

事業者向け取引に係る課税方式は、国外事業者は不課税で役務の提供を行い、役務提供を受けた国内事業者が申告納税を行うものです。この場合、国内事業者は納税と仕入税額控除を同時に行うことから、課税売上割合95%以上の国内事業者にとっては、納税額と仕入控除税額を同額とみなして申告対象から除外する、となっています。

③登録国外事業者制度の創設

消費税の納税義務を負う国外事業者は、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けた事業者とすることができます。

申請書には、役務の提供に係る事務所等の所在地が国内にあること又は消費税に関する税務代理人があること、国税の滞納がないこと及び登録国外事業者の登録取消しから1年以上経過していること等、を記載します。申請を受けた国税庁長官は、インターネットを通じて速やかに、国外事業者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び登録番号等について、公表します。

上記①②の改正は、平成27年10月1日以後の取引から適用されます。③に係る登録申請は、平成27年7月1日から受け付けられます。

外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性をズームアップしてみます

商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者に委託（ワンストップ化）することを可能にするとともに、免税手続を委託している複数店舗での購入額を合算して免税販売の対象とすることも可能とする制度が創設されました。

この改正により、外国人対応について、語学力等の不安がある地方の中小企業等も含め、免税店の拡大が見込まれます。

同じく、外航クルーズ船が寄港する港湾での旅行者向け臨時免税販売所設置のための届出制度が創設されました。

これらの改正は、平成27年4月1日以後に行われる輸出品免税販売場等の許可申請又は同日以後に行われる販売等について適用されます。

国外居住扶養親族控除等の書類の添付等義務化をズームアップしてみます

国外扶養親族21人もの扶養控除の適用を受けていた事例があり、その適用に疑義のあるものも散見されることから、適用の適正さを担保するため

の改正が行われました。

具体的には、国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、①所得税の確定申告、②年末調整、③給与等および公的年金等の源泉徴収における「扶養控除等申告書」および「扶養親族等申告書」の提出、これらに際して添付書類として、親族であることが確認できる書類を、さらに①②では親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類を、添付又は提示しなければならないことになりました。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用されます。

マイナンバー利用範囲の拡大等促進策をズームアップしてみます

適用の際に、確定申告書等に住民票の写しを添付することとされている居住用財産譲渡の特別控除ほか16の特例について、マイナンバーの記載があれば、平成28年1月1日以後においてはその添付を要しないこととされました。

また、国税通則法が改正され、銀行等に対し、マイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務が課され、マイナンバー法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになりました。

ただし、マイナンバー法の改正での預金口座付番のほうは、大義が預金保険であり、その緊急的必要性が希薄なため、新規開設口座も含め、強制付番ではなく、任意付番になりました。

一方、平成27年度税制改正により、平成28年4月1日から導入されているジュニアNISAでは、口座重複開設防止の必要性から、提出書類にマイナンバーの記載が義務付けられています。成人NISAに対するマイナンバー付番については、先送りされました。

これらの改正は、マイナンバー法などの関係法律一括改正法の施行の日から適用されます。

財産債務明細書から財産債務調書へをズームアップしてみます

財産債務明細書の所得税法の規定は削除されました。代わりに、国外送金等調書法の国外財産調書に係る章の次に「財産債務に係る調書の提出等」という新たな章が設けられ、財産債務調書として再整備されました。

①提出基準が見直され、現行の「所得金額2千万円超」に加え「総資産3億円以上又は有価証券等（出国税の対象資産）1億円以上(12月31日時点)」を基準とすることになりました。

②記載内容の見直しもされ、国外財産調書と同様で（例：不動産は所在地別に、有価証券等は銘柄別に記載）、価額も原則として時価（見積価額も可）となります。なお、出国税の課税の際に活用する都合上、有価証券等については取得価額も併記することにされました。

③適正申告への誘導措置として、財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減し（所得税・相続税）、財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重する（所得税）、とされています。

④調書の不提出及び虚偽記載に係る懲役や罰金等の罰則規定は国外財産調書の場合と異なり設けられませんでした。財産債務調書に対する国外送金等調書法上の独自の調査が国外財産調書と同様に行えるように規定されました。調査への不答弁や偽装資料の提示提出には1年以下の懲役、50万円以下の罰金となっています。

この改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

申告期限徒過救済措置制度の改善をズームアップしてみます

無申告加算税の不適用制度における期限後申告

書の提出期限が、現行の2週間から1ヶ月に延長されました。

①その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限までに納付していること、②その期限後申告を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ、無申告加算税の不適用制度の適用を受けていないこと、のいずれにも該当する場合に対象となります。

公表された無申告加算税の不適用制度の適用状況を見ると、2012年7月から翌年6月に終了した事業年度において、法人税の期限内納付済み期限後申告で、2週間以内が72%、1ヶ月以内は92%となっています。期限を2週間から1ヶ月に伸ばせば、無意識の申告漏れへの救済はほぼ、十分なところでした。

この改正は、平成27年4月1日以後に申告期限の到来するものから適用されます。

あとがき

2020年オリンピックまではナントカなるだろう、ただそれを境に不可逆的な暗転経済社会に陥るのではないか、との危惧は、誰しものなかに共有されています。

今年の税制改正ではアベノミクス第3の矢が成果を出しつつあるという前提で、施策の大胆さが目立ちます。2020年の危惧を乗り越えていくための助走の役割が担えれば、後世の評価が得られるのかも知れません。